

遺伝資源リソースの代行発注・手数料の納入等に係る協定書(案)

〇〇〇〇法人 〇〇〇〇大学 学長 〇〇〇〇（以下「甲」という。）と 特定非営利活動法人 科学教育研究所 理事長 戸張よし子（以下「乙」という。）は、甲の〇〇〇遺伝資源（以下「リソース」という。）について、乙が行う国内外の研究者等（以下「研究者」という。）の代行発注及び提供手数料の代行納付について、以下のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 甲及び乙は、国内外の研究者がリソースを簡便な分譲申込手続きにより入手でき、かつ、確実にリソース提供手数料を徴収し得るシステムを構築し、リソースを用いる学術研究の推進と事務の合理化とに資することを目的とする。

（定義）

第2条 代行発注とは、乙がリソース提供を希望する研究者を代行して、研究者のクレジットによる支払能力を確認をした上で、甲に対してリソース提供の発注を行うことをいう。

2 クレジットによる支払い能力の確認とは、信用販売事業会社における一定の条件を備えた顧客の信用保証をいう。

3 提供手数料の代行納付とは、第1項に規定する代行発注に基づき、甲が研究者に提供したリソースに係る甲の手数料額を、乙が研究者を代行して納入することをいう。

（業務方法）

第3条 乙は、研究者からのリソースの提供申込があった時は、前条1項に基づく信用保証を確認した上、これを受け付け、提供の申込をした研究者を代行して甲に対して発注を行う。

2 甲は、乙から代行発注に基づき、研究者に対し、直接リソースを送送する。

3 甲は、研究者に対しリソースの送送を行ったときは、乙に対して通知する。

4 乙は、前項の通知に基づき、研究者を代行して、甲の手数料を所定の期間単位（毎月、あるいは6ヶ月後、あるいは年度末）に取りまとめ、所定の期日までに甲に支払うものとする。

（手数料）

第4条 リソースの提供に係る甲の手数料は、甲が定めるものとする。

2 乙は、乙の代行発注及び甲の手数料の代行納入に要する手数料は、甲の同意を得て定めるものとする。

（守秘義務）

第5条 甲及び乙は、本件協定の実施に際し知り得た互いの秘密について、厳に保持するものとし、相手方の承諾なくして第三者に漏洩しないものとする。ただし、相手方に対して通知されたもの及び甲及び乙が、相手方から事前の承諾を得たものは除く。

（損害賠償等）

第6条 甲又は乙は、自己の責めに帰すべき事由により相手方に損害を与えたときは、賠償責任を負うものとし、賠償額については、双方協議の上定めるものとする。

（契約期間）

第7条 本協定は、平成〇〇年〇月〇日から平成〇〇年〇月〇日までとする。ただし、甲又は乙から契約終了前3か月前までに解約の意志の通知が文書でないときは、更に1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(有効期間)

第8条 前条の規定にかかわらず、第5条、第6条及び第7条の規定は、本契約の終了後もなお6か月（または1年）間有効に存続するものとする。

(その他)

第9条 本協定は、甲が乙を経ることなく研究者から直接リソースの発注を受け付けることを妨げるものではない。

(協議)

第10条 本契約に定めのない事項及び本契約の条項に関し疑義を生じた場合は、甲乙双方協議の上、誠意をもってその解決に当たるものとする。

本協定締結の証として正本2通を作成し、甲、乙それぞれ記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成〇〇年〇月〇日

甲

乙 京都府京都市
特定非営利活動法人 科学教育研究所
理事長 戸 張 よし子